第十規則　証書の有効期間及び効力

1　証書は、五年を超えない範囲内で主管庁が定める期間について発給する。

2.1　更新検査が証書の有効期間の満了の日前三箇月以内に完了する場合には、1の規定にかかわらず、新証書は、当該検査の完了の日から、当該満了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

2.2　更新検査が証書の有効期間の満了の日の後に完了する場合には、新証書は、当該検査の完了の日から、当該満了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

2.3　更新検査が証書の有効期間の満了の日前三箇月の日前に完了する場合には、新証書は、当該検査の完了の日から、当該検査の完了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

3　証書が五年未満の期間について発給される場合には、主管庁は、証書の有効期間を当初の満了の日を超えて1に定める最長の期間まで延長することができる。ただし、第八規則1.3及び1.4に定める検査であつて証書が五年の期間について発給される場合に適用されるものが適宜行われることを条件とする。

4　更新検査が完了した場合において、証書の有効期間の満了の日前に新証書を発給すること又は船舶に備えることができないときは、主管庁により権限を与えられた者又は団体は、証書に裏書をすることができるものとし、その証書は、当該満了の日から更に五箇月を超えない期間について効力を有するものとする。

5　証書の有効期間の満了の時に船舶がその検査がされる予定の港にない場合には、主管庁は、証書の有効期間を延長することができる。ただし、その延長は、船舶がその検査がされる予定の港への航海を完了することのみを目的とする場合において、適当かつ合理的であると認められるときに限り、許可される。証書の有効期間の延長は、三箇月を超えて行つてはならない。有効期間の延長を許可された証書を備える船舶は、その検査が行われる予定の港に到着したときは、新証書の発給を受けない限り、当該延長によつては、その港を離れることができない。更新検査が完了したときは、新証書は、延長を許可される前の証書の有効期間の満了の日から五年を超えない日まで効力を有する。

6　短航海に従事する船舶に発給された証書であつて、3から5までの規定による有効期間の延長がされていないものについては、主管庁は、記載された有効期間の満了の日から一箇月以内の猶予期間を認めることができる。更新検査が完了したときは、新証書は、延長を許可される前の証書の有効期間の満了の日から五年を超えない日まで効力を有する。

7　主管庁が定める特別な状況においては、2、5又は6に規定する証書の有効期間の満了の日から起算することによつて新証書の有効期間を定めることを要しない。この特別な状況において、新証書は、更新検査の完了の日から五年を超えない日まで効力を有する。

8　年次検査又は中間検査が第八規則に規定する期間前に完了する場合には、次の規定を適用する。

.1　証書に示された検査基準日については、裏書をすることにより、検査の完了の日の後三箇月を超えない日に相当する日に改める。

.2　第八規則によつて要求されるその後の年次検査又は中間検査については、新たな検査基準日を用い、同規則に規定する間隔で完了するものとする。

.3　証書の有効期間の満了の日については、第八規則に規定する検査の最大の間隔を超えないように一以上の年次検査又は中間検査が適宜行われることを条件として、変更しないでおくことができる。

9　第九規則の規定に基づいて発給された証書は、次のいずれかの場合には、効力を失う。

.1　第八規則1に規定する期間内に検査が完了しない場合

.2　証書が第八規則1.3又は1.4の規定に従つて裏書がされない場合

.3　船舶がその移転により他の国を旗国とすることとなる場合。新証書は、これを発給する政府が当該船舶が第八規則3.1及び3.2に定める要件に適合していると認めた場合にのみ発給される。締約国の間において船舶が移転された場合には、当該船舶の旗国であつた締約国の政府は、移転の後三箇月以内に要請を受けたときは、できる限り速やかに、移転前に当該船舶が有していた証書の写し及び入手可能なときは関連する検査の報告書の写しを主管庁に送付する。

第四章　設計、建造、配置及び設備

第十一規則　設計、建造、設備及び運航

1　国際バルクケミカルコード第十七章に特定するばら積みの有害液体物質を運送することを認められる船舶の設計、建造、設備及び運航は、当該物質の海洋への規制されていない排出を最小限にするため、次の規定に適合する。

.1　化学薬品タンカーが千九百八十六年七月一日以後に建造されるときは、国際バルクケミカルコード

.2　次の船舶については、バルクケミカルコードの第一規則7.2

.1　千九百七十三年十一月二日以後に建造契約が結ばれた船舶であつて、千九百八十六年七月一日前に建造され、及び条約の他の締約国の管轄の下にある港又は係留施設への航海に従事するもの

.2　千九百八十三年七月一日以後から千九百八十六年七月一日前までに建造された船舶であつて、当該船舶の旗国の港又は係留施設の間の航海にのみ従事するもの

.3　次の船舶については、バルクケミカルコードの第一規則7.3

.1　千九百七十三年十一月二日前に建造契約が結ばれた船舶であつて、条約の他の締約国の管轄の下にある港又は係留施設への航海に従事するもの

.2　千九百八十三年七月一日前に建造された船舶であつて、当該船舶の旗国の港又は係留施設の間の航海にのみ従事するもの

2　国際バルクケミカルコード第十七章に特定するばら積みの有害液体物質を運送することを認められた化学薬品タンカー又は液化ガス運搬船以外の船舶については、主管庁は、当該物質の海洋への規制されていない排出が最小限となることを確保するため、国際海事機関が作成する指針に基づいて適当な措置をとる。

第十二規則　吸排設備、管系、取卸設備及びスロップ・タンク

1　千九百八十六年七月一日前に建造された船舶は、X類又はY類の物質の運送を認められた各タンクが当該タンク及び関連する管系内に総量三百リットルを超える残留物を保留しないこと並びにZ類の物質の運送を認められた各タンクが当該タンク及び関連する管系内に総量九百リットルを超える残留物を保留しないことを確保するため、吸排設備及び管系を備える。性能試験は、付録五に従つて実施する。

2　千九百八十六年七月一日以後から二千七年一月一日前までに建造された船舶は、X類又はY類の物質の運送を認められた各タンクが当該タンク及び関連する管系内に総量百リットルを超える残留物を保留しないこと並びにZ類の物質の運送を認められた各タンクが当該タンク及び関連する管系内に総量三百リットルを超える残留物を保留しないことを確保するため、吸排設備及び管系を備える。性能試験は、付録五に従つて実施する。

3　二千七年一月一日以後に建造された船舶は、X類、Y類又はZ類の物質の運送を認められた各タンクが当該タンク及び関連する管系内に総量七十五リットルを超える残留物を保留しないことを確保するため、吸排設備及び管系を備える。性能試験は、付録五に従つて実施する。